

刑弁でGO!

第25回

トピック

刑弁 FAQ 集—最近の相談事例から

刑事弁護委員会委員長 児玉 晃一 (46期)

最近、事務局宛に寄せられる質問などから、皆さんに知っておいていただきたいことをお伝えします。

Q 被疑者国選の指名を受けましたが、夕方だったので、選任の手続が取れませんでした。接見は、選任を受けてからでいいのでしょうか。

A 被疑者国選の指名打診があったら、その日のうちに接見して下さい。選任手続が間に合わなくても、その日に行ってください。その分の報酬は支給されます。

「その日のうちに行かなくてはならない根拠は？」というお問い合わせもあります。あまりに当たり前のことなので、明示的な規則等はありませんが、あえてあげれば、憲法34条が根拠です。勾留状の記載しか情報がない状況で、被疑者の話をその日のうちに聞きにいかない弁護人が、憲法の予定している弁護人の資質を備えているといえるか疑問があります。接見遅滞は、国選弁護人の推薦停止事由となることもあります。注意して下さい。

Q 被疑者国選対象事件について、被疑者援助制度は使えますか。

A 使えません。

勾留決定前の段階で、被疑者が当番弁護で弁護士を頼み、被疑者援助を利用して弁護人となった場合でも、勾留決定段階で被疑者国選対象事件の場合には、勾留決定以降は、被疑者援助を利用することはできません(勾留決定前の弁護活動については援助されます。)

そこで、勾留決定前に援助制度を利用された弁護士は、被疑者国選の対象で勾留されたら、勾留後は被疑者国選に切り替えて下さい。そのため、勾留決定後は裁判所に勾留罪名を確認して下さい(当該被疑者の逮捕時の罪名が被疑者国選対象事件である場合は当然

ですが、被疑者国選対象事件でない場合も、変わることがあるので必ず確認して下さい。)

被疑者国選対象事件の場合には、①辞任届を検察庁に、②国選弁護人選任請求書・資力申告書、受付印のある辞任届の写しを裁判所に、③国選弁護人の選任に関する要望書を法テラスに提出して、被疑者援助から国選弁護人への切り替え手続をとって下さい。切り替え手続をとらないと、勾留決定後の接見報酬はどこからも支払われません。

Q 国選の上告審事件を受任しました。被告人は、東京拘置所に勾留されています。上告審は法律審なので、被告人とは接見しないで上告趣意書を作成してもいいですか。

A 接見をして、被告人の意向を確認し、方針を協議して下さい。

たとえ法律審であっても、被告人がどのような意向で上告をしたのか確認することは、弁護活動の大前提となります。上告審ですと、全ての被告人が東京拘置所に移管されるわけではありませんが、控訴審が東京高裁だった場合には東京拘置所に移監されているはずです。被告人との接見は刑事弁護活動の中核です。東京拘置所であれば、接見の物理的な障害も少ないはずです。接見して、意向を確認し、よく協議して下さい。また、少なくとも上告趣意書提出後は、写しを送るようにして下さい。刑弁委員会では上告審における弁護活動の指針を作成し、全会員に配布もしています。そちらも御覧下さい。

Q 当番弁護士から被疑者援助を利用して、弁護人に選任されました。弁護人選任届はどこに出せばいいですか。

A 送検前は警察、送検後は検察庁、起訴後は裁判所

です。

新規登録の方々からこのようなお問い合わせが事務局に寄せられています。刑訴規則17条、18条に書かれています。ここで、「連署」とありますが、弁護人は記名

押印でも大丈夫です（刑訴規則60条の2第2項2号）。

なお、弁護士会事務局宛に弁護人選任届の原本を送ってこられた方がいるとのことですが、言うまでもなく、それでは何の法的効果もありません。

体験談

国選事件で保釈—保釈支援協会を利用して

会員 平山 久美子 (58期)

育休明けで久しぶりの被疑者国選で受けたAさんの被疑事実は薬物の自己使用。初犯で自白事件、ほぼ起訴が固いとなれば、弁護人としてやるべきことは、環境整備のためにも保釈と考え、起訴前から準備を始めた。

しかし、Aさんは無職で家賃すら滞納している状態で、当然保釈金を賄えるだけのお金はない。その上心配をかけたくないと、Aさんは頑として遠方の母親に連絡を取ることを拒む。初犯での薬物使用事件。請求すればかなりの確率で保釈は認められるはずなのに…。

そんなとき、事務所のボスから検討を勧められたのが「保釈支援協会を使うこと」。けれどそれに対する私の第一声は「…支援協会ですか〜」。

支援協会。正直あまりいいイメージはなかった。運営主体をよく知らない。利息制限法に違反するのではないか？ぐだぐだしていた私にボスは、「大丈夫だって！今保釈された被告人の15%は支援協会を使ってるんだから！」と一喝。

それでとりあえず保釈支援協会のHPを確認する。一番気になる手数料は、200万円を2ヶ月間立替えて5万円。年率換算で15%…ふむ、安くはないが、自由を手に入れるためと考えれば、まあ高い代償とはいえない。しかも家族に限らず友人等が申請することも可。それなら近くに身内がないAさんにはぴったりかな、とその気になりかけた時、なんと薬物事犯の場合に限り例外が！薬物事犯の場合だけ、申請者は保釈請求

権者にあたる親族だけとは！

ダメだ。支援協会も使えない…と諦めかけたが、ダメモトで、電話して事情を説明してみた。「東京にいる親戚が身元引受人になると言っている。協会の申請もその人でできないか」と聞くと、戸籍と私の上申書をつければ審査してくれるとのこと。

実際の審査はスピーディ。何度か電話で支援協会とその親戚の方と電話で連絡をとり、私が仮の申込書と上申書を提出した数時間後には支援決定の連絡があり、その後茅場町の協会事務所に向いて正式に契約書を締結。

さらに、立替金の入金を受ける際も、本来翌日振込になるところを当日の内に振り込むよう手配してくれたり、支援協会の親身な対応に感謝。

検察官の反対もなくAさんは無事保釈され、一生懸命生活を立て直そうとしている。お金を集められずに肩をおとす被告人に無力感を味わう弁護人は多いが、その時支援協会の利用も頭にあれば、別の選択をすることも可能になる。「ちょっと無理かも」と思う事案でも、いろいろ検討してくれるので、とりあえずは連絡してみるのも無駄ではないだろう。

なお、何としても1日でも早く保釈できるよう奮闘していた私を見ながら、ボスが「ああ、明日から夏休みか。そりゃ今日中に釈放させたいよねえ」と私の刑弁スピリットを激しく誤解していることが判明…許せん！